

報告第7号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額 ③変更金額	増減率 (%)	工期変更 ①議決工期 ②変更後工期	変更理由
64	29. 6. 22 平成29年 第2回足立区 議会定例会で 承認64号	江北椋中学校新築工事 [似鳥・小倉・ライズ建設共同企 業体]	① 3,330,828,000			
21	30. 8. 9 平成30年 第3回足立区 議会定例会で 報告21号		② 3,339,284,400 ③ 8,456,400	0.25%		工事請負契約約款第24条第6項 に基づく賃金の変動があった ことによる。
	(処分日) 31. 1. 29 (契約変更日) 31. 1. 29		② 3,373,131,600 ③ 33,847,200	1.27%		施設の運営及び安全性等を考 慮し、工事の追加・取り止 め、仕様の変更の必要が生じ たことによる。